

特定非営利活動法人 阿寒観光協会まちづくり推進機構 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、阿寒湖温泉及びその周辺地域において、住民一人一人が本地域の気候、自然、景観、文化などの地域資源を見つめ直し、それらを活かした観光まちづくり事業を推進することにより、訪れる人々に対して真心を込めたおもてなしを行ない、観光の振興を通して本地域の活性化に寄与することを目的とする。また、この事業を推進する住民の少子高齢化、医療、福祉サービス等を支援することも目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光まちづくり構想の総合的な企画、調整に関する事業
 - (2) 観光まちづくりイベントの企画、運営に関する事業
 - (3) 観光まちづくり推進に向けた研修、学習会等の事業
 - (4) インターネットや情報誌による情報発信事業
 - (5) 観光及びスポーツ関連団体等との交流、連携事業
 - (6) まちづくりを推進する人材や地域資源の発掘、育成に関する事業
 - (7) 景観・環境の美化、保全事業
 - (8) 地域の活性化に資する施設の管理、運営及びその受託事業
 - (9) 前号の施設の利用を促進するための事業
 - (10) 観光商品、サービスの研究開発、斡旋および販売
 - (11) 少子高齢化、医療、福祉サービスを支援するための事業
 - (12) 前各号の事業に付帯する事業
 - (13) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げるその他事業を行うことができる。
- (1) 役務の提供
 - (2) 不動産の管理、運営
 - (3) 物品の斡旋及び販売
 - (4) 旅行業法に基づく旅行業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「促進法」という）上の会員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者または学識経験者で、理事会において特別会員として推薦された個人または団体

(入 会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上とする。
- (2) 監事 1名以上3名以下
- 2 理事のうち、1名を理事長、5名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長、専務理事を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(事務局及び職員等)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長とその他職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により監事から請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、毎年2回開催する。

- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合にも開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第7章 顧問・評議員及び評議員会

(会長・副会長)

第39条 この法人には、会長・副会長を置くことができ、理事長がこれを任命する。

- 2 会長・副会長は理事会の求めがあつた場合に限り、理事会に対して助言・提案を行うことができる。
- 3 会長・副会長は、役員を兼ねることができる。

(顧 問)

第40条 この法人には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問を置く場合は、理事長がこれを任命する。
- 3 顧問は、役員を兼ねることができない。

(評議員)

第41条 この法人には、評議員を置くことができる。

- 2 評議員を置く場合は、総会の議決により15名以内を選任し、理事長がこれを任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第16条、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(評議員会)

第42条 評議員会は評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 3 評議員会は、理事長が書面をもって招集する。

- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会の議長は、評議員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 議事録には、議長及び出席した評議員のうちその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印する。

第8章 資産及び会計

(財産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、促進法27条各号に掲げる次の原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支決算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正ができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、次項に掲げる軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない主たる事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第57条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、促進法第11条第3項に掲げるもののうち、阿寒町に譲渡するものとする。

(合 併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第10章 公告の方法

(公 告)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第 1 1 章 雑 則

(細 則)

第 6 0 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	松岡 照幸
副理事長	山崎 隼嗣
副理事長	岩渕 敏行
副理事長	大西 雅之
常務理事	藏根 敏文
理 事	加藤 幸臣
理 事	成田 正廣
理 事	長井 清
理 事	八幡 敏男
理 事	高田 茂
理 事	新妻 栄俊
理 事	松橋 主幸
理 事	山浦 祥治
理 事	小林 一之
理 事	金山 義明
理 事	秋辺日出男
理 事	鶴間 秀典
理 事	吉田 一壽
理 事	石川 力
理 事	内藤千佳子
理 事	逢坂 健司
監 事	星 輝一
監 事	小野 武
監 事	金山 明弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 7 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 5 2 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正 会 員	個人	1 口	1, 0 0 0 円	団体	1 口	1 5, 0 0 0 円
	賛助会員	個人	1 口	1, 0 0 0 円	団体	1 口	1 5, 0 0 0 円

(附 則)

- 1 この定款は、平成 1 9 年 6 月 2 5 日から施行する。

(附 則)

1 この定款は、平成 19 年 9 月 12 日から施行する。

(附 則)

1 この定款は、平成 21 年 8 月 10 日から施行する。

(附 則)

1 この定款は、平成 24 年 3 月 12 日から施行する。

(附 則)

1 この定款は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。

(附 則)

1 この定款は、令和 3 年 6 月 20 日から施行する。